1　品種登録の番号　第21945号
2　品種登録の年月日　平成24年9月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Scoparia L.
4　登録品種の名称　Suntutulaki
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　サントリーフラワーズ株式会社
　東京都港区芝四丁目17番5号
7　出願公表の年月日　平成23年3月8日

1　品種登録の番号　第21946号
2　品種登録の年月日　平成24年9月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Scoparia L.
4　登録品種の名称　Suntutuho
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
　サントリーフラワーズ株式会社
　東京都港区芝四丁目17番5号
7　出願公表の年月日　平成23年10月7日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二十四号

　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十四年九月十四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。
　平成二十四年九月十四日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　近畿自動車道敦賀線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福井県三方上中郡若狭町気山二七〇号北関ケ谷八番から同県三方上中郡若狭町気山二六二号総山下一番まで	前	最大 一三八（メートル） 最小 七一（メートル）	七四
	後	最大 一六六 最小 七一	

○国土交通省告示第千二十五号

　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定に基づき、大阪港埠頭株式会社から港湾管理者が大阪市である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第二項の規定により、次のとおり告示する。
　平成二十四年九月十四日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　申請者の商号及び本店の所在地
　イ　商号
　　大阪港埠頭株式会社
　ロ　本店の所在地
　　大阪市住之江区南港北二丁目一番十号
二　運営計画の概要
　イ　特定埠頭群において施設を提供する時間
　　午前零時から午後十二時まで
　ロ　建設又は改良を行う特定荷さばき施設等
　　ガントリークレーン八基、トランスファークレーン八基、照明塔二基、ゲート等一式、バンプール一式、歩廊橋一基、待合所一棟、車両可動橋一基及び歩廊可動橋一基
　ハ　特定埠頭群の運営の体制に関する事項
　　役員九人及び職員四十七人を置くこと。
三　縦覧の期間
　　平成二十四年九月十四日から同月二十七日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
四　意見書の提出方法等
　イ　提出方法及び提出先
　　(1)　郵送による場合
　　〒一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号（中央合同庁舎第二号館八階）
　　国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
　　(2)　ファクシミリ装置による場合
　　番号　〇三―五二五三―八九二七
　　国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
　ロ　提出期限
　　縦覧期間が終了する平成二十四年九月二十七日まで に必着
　ハ　記載要領
　　(1)　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。
　　(2)　意見は、日本語により記載すること。

○国土交通省告示第千二十六号

　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定に基づき、神戸港埠頭株式会社から港湾管理者が神戸市である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第二項の規定により、次のとおり告示する。
　平成二十四年九月十四日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　申請者の商号及び本店の所在地
　イ　商号
　　神戸港埠頭株式会社
　ロ　本店の所在地
　　神戸市中央区浜辺通五丁目一番十四号
二　運営計画の概要
　イ　特定埠頭群において施設を提供する時間
　　午前零時から午後十二時まで
　ロ　建設又は改良を行う特定荷さばき施設等
　　ガントリークレーン十八基及びエレベーター・人道橋一式
　ハ　特定埠頭群の運営の体制に関する事項
　　役員十一人及び職員四十八人を置くこと。
三　縦覧の期間
　　平成二十四年九月十四日から同月二十七日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
四　意見書の提出方法等
　イ　提出方法及び提出先
　　(1)　郵送による場合
　　〒一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号（中央合同庁舎第二号館八階）
　　国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
　　(2)　ファクシミリ装置による場合
　　番号　〇三―五二五三―八九二七
　　国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて